

⑦ 事前照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者が求める見解の内容）

特定非営利活動促進法の施行から 10 年が経ち、NPO 法人の数も増加し、様々な分野で活動が展開されるなど、NPO 法人は公益の新たな担い手として期待されているものの、財政基盤に課題を抱え、活動の制限を余儀なくされている NPO 法人も多い。

山形県（以下「本県」という。）においては、公益活動の活性化を推進するため、県条例による新たな基金として「山形県社会貢献活動促進基金」（以下「基金」という。）を創設し、別紙 1-2 に記載しているとおり、山形県民（法人及び団体を含み、以下「県民」という。）からの寄附を募集しているところである。

ついては、この募集に応じて県民が行う寄附は、本県に対して行うものであることから、公益活動を広く支援する一般寄附（以下「一般寄附」という。）及び特定の団体への支援を希望して行う団体支援寄附（以下「団体支援寄附」という。）のいずれについても、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号及び所得税法第 78 条第 2 項第 1 号の「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当するものとして取り扱ってよろしいか。